



静岡労働局発表
令和元年11月20日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 望月 直己
賃金指導官 町田 真
(電話) 054-254-6315

静岡県特定最低賃金を改正決定しました

～12月21日から5業種の特定最低賃金を引上げ～

静岡労働局(局長 ^{たに} ^{なおき} 谷 直樹)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 ^{しのはら} ^{みつあき} 篠原 光秋)から答申を受けた特定最低賃金()改正に関し、下記一覧表のとおり改正決定し、11月19日までに官報公示を行いました。

改正した特定最低賃金の発効日(効力発生日)は、5業種とも令和元年12月21日(土)です。

「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額885円)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されている最低賃金です。

【静岡県特定最低賃金改正一覧表】

特定最低賃金の件名	改正金額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	効力発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金	897円	879円 ()	18円	令和元年 12月21日
鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	935円	916円	19円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	950円	930円	20円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	919円	900円	19円	
各種商品小売業最低賃金	886円	866円 ()	20円	

「静岡県最低賃金(時間額885円、効力発生日令和元年10月4日)」と「特定最低賃金」の両方が適用される場合は、各効力発生日における最低賃金額の高い方が適用されるため、10月4日から12月20日までは、静岡県最低賃金(時間額885円)が適用されます。

静岡県の最低賃金一覧表は、静岡労働局ホームページにも掲載しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>